

令和7年度浄化槽台帳の整備に係るデータ整理業務委託 仕様書

1 趣旨

本仕様書は、佐賀県浄化槽台帳(以下「県台帳」という。)に登録している情報の精査等を図るため、浄化槽法に規定する指定検査機関、浄化槽保守点検事業者及び浄化槽清掃事業者並びに市町(以下、「関係事業者」という。)の情報等を活用した各種データの突合及び精査を行う事業のその基本的な仕様を定めるものである。

2 遵守する関係法令等

本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令を遵守の上、実施するものとする。

- (1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)
- (2) 浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル 第3版(令和3年4月)
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (4) 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月条例第2号)
- (5) 佐賀県財務規則(平成4年3月規則第35号)
- (6) その他関係法令

3 業務期間

契約締結日から令和7年12月19日(金)まで

4 業務概要

- (1) 県台帳の住所クレンジング
- (2) 県台帳データと保守点検・清掃事業者台帳データとの突合・評価作業
- (3) 下水道・集落排水台帳、県廃止台帳との突合・評価作業
- (4) その他、(1)から(3)に付随する業務

5 対象地域

本業務で浄化槽台帳の整備に係るデータ整理を行う対象は、佐賀県内全20市町とする。

6 資料

本業務のために必要な以下の資料については、県が受託者へ貸与するものとし、その他作業に必要な資料は受託者にて用意すること。なお、貸与するデータの形式はExcel又はCSV形式とする。

- ・ 県稼働中台帳データ(約6万件)
- ・ 県廃止台帳データ(約3万件)
- ・ 指定検査機関台帳データ(緯度・経度情報を含む)(約10万件) ※廃止済を含む
- ・ 保守点検/清掃業者台帳データ(約5万件)
- ・ 下水道、集落排水台帳データ(県内市町分)

7 業務内容

「4 業務概要」に記載した本業務の進め方は以下を基本とするが、「10 提出書類」を提出できるものであれば任意の方法で構わないものとする。その際は詳細を県と協議すること。また、突合にあつては、各データ項目は県と協議の上、閾値を設けて一致か否か判断すること。

(1) 県稼働中台帳データの住所クレンジング

県稼働中台帳データの設置者住所を最新版住宅地図と一致させる住所クレンジングを実施する。手順は以下のとおりとする。

- ① 県稼働中台帳データと指定検査機関台帳データを突合し、県稼働中台帳データとの突合状況（一致、部分一致、不一致）の区分データを県稼働中台帳データに付与する。
- ② ①で「一致または部分一致」となったものに、指定検査機関台帳データ中にある緯度・経度情報及び検査機関番号を県稼働中台帳データに付与する。
- ③ 最新版住宅地図を活用し、最新の住所表記へ置き換えを行う。

(2) 県稼働中台帳データと保守点検/清掃業者台帳データとの突合・評価作業

- ① (1)で住所クレンジングを実施した県稼働中台帳データと保守点検/清掃業者台帳データに記載の各情報（住所・名称・電話番号・人槽等）を突合し、県稼働中台帳データとの突合状況（一致、部分一致、不一致）の区分データを県稼働中台帳データに付与する。
- ② 突合時には、保守点検・清掃情報(業者名・実施日・結果・事業者管理番号等)についても県稼働中台帳データに付与する。また、保守点検/清掃業者台帳データに県稼働中台帳データの浄化槽識別子を付与する。

(3) 下水道・集落排水台帳データ、県廃止台帳データとの突合・評価作業

- ① (1)及び(2)で県稼働中台帳データと「不一致」となったデータについて、市町が保有する下水道・集落排水台帳データ及び県廃止台帳データと突合し、県稼働中台帳データとの突合状況（接続等）の区分データを県稼働中台帳データに付与する。なお、事前の下水道・集落排水台帳データ提供がない市町に対しては、上記の突合作業を県経由で依頼するものとする。
- ② ①で現状が確認できない浄化槽や県廃止台帳に記載がないものは、「要現地調査/無届疑いの浄化槽リスト」として整理を行う。

8 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項を遵守の上、実施するものとする。

9 データ等情報の管理について

- (1) 受託者は、本委託契約に係る業務が終了し、又は契約が解除されたときは、個人情報取扱特記事項第 10 条に基づき、速やかに本委託契約により取得した情報資産を県に返還又は漏えいを生じない方法で確実に処分しなければならないものとする。
- (2) 受託者は、本委託契約により取得した情報資産について、業務が終了したとき又は契約が解除されたときは、受託者の責任において適切に廃棄処理し、その処理結果について、全ての成果品を提出した日から起算して 14 日、令和 7 年 12 月 19 日（金）又は契約解除日のいずれか早い日までに提出すること。

10 提出書類

本業務で提出する書類は以下のとおりとする。

提出期限	成果物
契約後 2 週間以内	① 工程表(Excel 又は PDF 形式) ② 個人情報の管理体制等報告書(Word 又は PDF 形式)
令和 7 年 11 月 14 日 (金)	要現地調査対象浄化槽の市町別基数(概算)報告書 (Excel 又は PDF 形式)
令和 7 年 12 月 19 日 (金)	① 報告書 A4 両面印刷により、ファイル等によりまとめたものを 2 部 ② 報告書電子データ 以下の電子データを格納した CD-R 等を提出すること。 ア 業務結果報告書(Word 又は PDF 形式) イ 突合状況等各種作業により情報が修正・付与された県台帳 ウ 突合状況が部分一致・不一致となったものを一覧にした県台帳 エ 突合により浄化槽識別子が付与された指定検査機関台帳 オ 突合により浄化槽識別子が付与された保守点検/清掃業者台帳 カ 要現地調査/無届疑いの浄化槽リスト (イ～カについては Excel 又は CSV 形式)
以下のいずれか早い日 ・ 上記成果物の提出 日から 14 日後 ・ 令和 7 年 12 月 19 日 (金) ・ 契約解除日	本委託契約により取得した情報資産を個人情報取扱特記事項第 10 条に基づき完全に廃棄又は消去した旨を証する書面(Word、Excel 又は PDF 形式)

11 守秘義務

本業務において、受託者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

12 費用弁償等

受託者は、本業務によって生じた損害及び事故等に対して全ての責任を負い、これに係る費用は全て受託者の負担として処理するものとする。

13 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、県及び受注者が協議の上、文書により決定するものとし受託者の一方的な解釈によるものではない。